

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」草花イベント等支援事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」草花イベント等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、令和5年4月から放送される連続テレビ小説を本県観光の振興に最大限生かすとともに、本県出身の牧野富太郎博士の精神や功績を後世に引き継いでいくため、官民協働による博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」を開催する。この博覧会の賑わいにつながり、博覧会の取組を推進することを目的として、草花や牧野富太郎博士に関連する県内イベント又は企画展、SDGsの取組を取り入れた地域の食・自然体験イベントの開催及び草花スポットを生かしたモニターツアーの実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、事業実施主体、補助率、補助限度額、補助対象経費等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金の対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第3条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助金対象事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、推進協議会、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (7) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (8) 関連ガイドラインの遵守等により、新型コロナウイルス感染症対策を含む参加者の危機管理に配慮した運営を行うこと。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を会長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに会長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者が事業実施主体の場合

ア 委託等の契約書の写し(補助事業分に限る。)

(ア) 契約書(契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。)及び仕様書、又は発注時の明細が分かる業者に正式に提出された書類(発注明細書等)の写し

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

イ 完了検査調書、領収書等の支払い明細等、支払い完了が確認できる書類の写し

ウ 開催中の写真、完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

(2) 補助事業者以外が事業実施主体の場合

ア 補助事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 補助事業者の補助金検査調書の写し

ウ 開催中の写真、完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けて、対象となる金額を返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項の規定による変更申請をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 会長は、補助事業者又は事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者又は事業実施主体が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 補助金を申請した補助事業の内容以外の用途に使用したとき。

(4) この要綱、高知県補助金交付規則及びその他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(6) 虚偽の報告を行ったとき。

(7) その他会長が必要と認めるとき。

(事業成果のフォローアップ)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力し、指導がある場合は対応状況を報告しなければならない。

2 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、事業実施主体に対して、第1項及び前項に規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

(グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、情報開示請求があった場合は、高知県の高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく対応に準じて対応する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者・事業実施主体	必須要件		補助率・補助限度額	補助対象経費	補助対象経費詳細（注3）	備考
		共通	個別				
1 草花・牧野博士関連企画展及びイベント支援事業	(1) 県内の市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）又は企画展を行う施設を運営する団体	ア 国、高知県等が示す感染症対策の基本的対処方針、イベント開催の留意事項、業種別ガイドライン等を遵守して、感染防止対策に取り組むもの。 イ イベント、企画展等の開催に当たり、補助事業者（事業実施主体）が発行するポスター、チラシ、プログラム、立て看板等の制作物や広報活動において、下記の内容を掲示すること。	(ア)草花や牧野博士をテーマに含んだ企画展で、情報発信による誘客と地域の観光消費拡大が図られるもの。 (イ)スタッフが常駐し、かつ土日・祝日を含めた開館が可能な施設で開催されるもの。 (ウ)原則として、観覧料を徴する企画展として運営されるもの。（施設入館料として徴収する場合も可）	2分の1以内（ただし、1,000円未満を切り捨てる。） 上限額：100万円以内 （下限額：10万円）	企画展の開催・運営等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 展示内容や時代背景を分かりやすく解説するためのパネルの作成や映像解説コーナー等の設置に係る経費 史料の調査、収集等や特別ガイドの実施に係る臨時的職員の雇用に係る経費 展示物を監視する要員の雇用に係る経費 誘客につながる影響力のある講師等への謝金 会場借上料 ポスター、チラシ、看板、のぼり旗等の製作・設置経費 広告経費（新聞・情報誌、テレビCM） ※ただし、原則として補助対象経費の1/2以内 プレスリリース配信や広報媒体の取材誘致、タイアップや取材協力に係る経費 特設ウェブサイトの作成経費 企画展に付随する従たるオンライン配信に係る経費（オンラインのみの企画展開催は不可） 感染症防止対策に係る経費（注2） その他会長が必要と認めるもの 	
	(2) 市町村等又は観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織	<ul style="list-style-type: none"> 高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」ロゴマークの表示 高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」関連イベントであることが分かる文言の表示 	(ア)草花や牧野博士をテーマに含んだ高知県内で開催するイベントで、情報発信による誘客と地域の観光消費拡大が図られるもの。 (イ)原則として、助成後3年間は継続して開催するもの。	a 新規イベントの開催・運営等に係る経費 b 既存イベントを従前より拡充して開催・運営等を行う場合の拡充部分に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 司会、講師、出演者等への謝金 会場借上料や設営及び撤収に係る経費 イベントの警備に係る経費 イベント開催（設営や撤去期間を含む）に必要な臨時的職員の雇用に係る経費 ポスター、チラシ、看板、のぼり旗等の製作・設置経費 広告経費（新聞・情報誌、テレビCM） ※ただし、原則として補助対象経費の1/2以内 プレスリリース配信や広報媒体の取材誘致、タイアップや取材協力に係る経費 特設ウェブサイトの作成経費 誘客促進のためのノベルティ作成に係る経費 食のイベント等における新メニュー開発に係る経費 夜間イベントの演出に係る経費 ライトアップ、イルミネーション等の備品購入費 主たるイベントに付随する従たるオンライン配信に係る経費（オンラインのみのイベント開催は不可） 感染症防止対策に係る経費（注2） その他会長が必要と認めるもの 	入場料、体験料や寄附金等の収入がある場合：事業費から収入額を控除した額と補助対象額とを比較し、少ない方の金額に補助率を乗じる。	
2 地域の食・自然体験イベント支援事業			(ア)地域の食・自然体験をテーマとしたイベントのうち、SDGsにつながる要素を盛り込んで高知県内で開催するもので、情報発信による誘客と地域の観光消費拡大が図られるもの。 (イ)原則として、助成後3年間は継続して開催するもの。				

3 草花スポットを生かしたモニターツアー支援事業	市町村等又は観光協会、地域の活動団体、歴史文化施設を運営する団体又は広域観光組織		(ア)草花体感フィールドや牧野博士ゆかりの地を巡る地域の草花ガイド付モニターツアーであること。 (イ)参加者からモニターツアーに関するアンケートの回答を得て、フィードバックするもの。 (ウ)原則として、3名以上のモニター規模で実施するもの。	2分の1以内（ただし、1,000円未満を切り捨てる。）上限額：1団体あたり20万円以内	モニターツアーの実施に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターツアー参加者の旅費（移動に係る経費）、宿泊費 ・バス（ジャンボハイヤーを含む）の借上料 ・モニターツアーの入館料、体験料等に係る経費 ・モニターツアー参加者の賠償責任保険料、傷害保険料等 ・アンケートの実施に係る経費 ・ポスター、チラシ等の制作経費 ・広告経費（新聞・情報誌、テレビCM） ・感染症対策に係る経費（注2） ・その他会長が必要と認めるもの 	
-----------------------------	--	--	--	---	-----------------	---	--

（注1）補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 食糧費に該当する経費。
- 2 イベント、企画展等で使う目的以外にも広く使える汎用性が高い消耗品、備品の購入に係る経費。
- 3 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる。
- 4 単品で10万円以上の物品の購入に係る経費。ただし、ライトアップやイルミネーションイベントを実施するためにプロジェクションマッピング用大型照明備品を購入する際は、単品で50万円未満まで補助の対象とすることができる。
- 5 商品券等の金券類の発行や割引キャンペーン類の割引原資に係る経費。
- 6 既存設備等の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの。
- 7 既存の設備等の撤去及び処分に係る経費。
- 8 用地の取得及び整地に係る経費。
- 9 商品の製造に供する原材料費等の経費。ただし、商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となる経費は、補助の対象とすることができる。
- 10 地域への観光誘客を目指すものではなく、専らオンラインでの開催をメインとしたイベントの開催に係る経費。
- 11 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費。

（注2）感染症防止対策に係る経費。（例）

- 1 アルコール消毒液、来場者向けのマスク、非接触体温計等の整備に係る経費。
- 2 来場者の手洗い等の衛生面面向上のために必要となる経費。
- 3 会場の換気のために必要となる経費。
- 4 間仕切りの設置やソーシャルディスタンス確保のサイン表示に係る経費。
- 5 イベント、企画展等関係スタッフのPCR検査等に係る経費。
- 6 使い捨ての手袋、おしぼり、食器類、カバー等の来場者への飲食提供の際の感染防止対策に係る消耗品費。

（注3）

- 1 消耗品については集客人数を勘案のうえ過度な発注とならないようにすること。
- 2 汎用性の高い高額な備品についてはレンタルで対応すること。
- 3 可能な限り県内事業者に発注すること。

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。